

論 説

市民権概念の比較研究（１）

後 藤 光 男
秋 葉 丈 志
村 山 貴 子

序（後藤 光男）

- 1 アメリカ合衆国における市民権概念（秋葉 丈志，以上本号）
 - 1）州を中心とした市民権と人種差別
 - 2）修正14条と連邦市民権
 - 3）移民排斥と市民権
 - 4）今日における連邦制と市民権
 - 5）多様性尊重の市民権とその課題
- 2 ヨーロッパにおける市民権概念（村山 貴子）
- 3 日本における市民権概念（後藤 光男）
- 4 市民権研究の意義（後藤 光男）

序

人の移動性（mobility）の高まりとともに，ある政体のメンバー＝市民＝であることの意味は変化を余儀なくされている。一つの場所に生まれ，一つの場所に生きることが当たり前の世の中では，社会の序列は自然と規定され，その中での「振る舞い」や個人と政体の関係は特段意識されることなく各自の身に付いていくものだった。しかし，移動の激しい世の中では，そういう「暗黙の了解」が整う余地は少ない。変わって，メンバーシップへの参入のルールの明確化，個人と政体の関係を権利・義務とし

て明文で規定していくこと、さらには政体の一員としての地位、力関係を巡る既成権力と新参入者の交渉が絶えず続くことになる。

本研究は、変化しつつある市民権概念について、アメリカ、ヨーロッパ、日本の事例をもとに考察するものである。その意図するところは、国民と国家の関係を規定してきた憲法学に、より広い意味での市民と政体との関わりについての議論を求めることにある。(後藤光男)

1 アメリカ合衆国における市民権概念 —多様性尊重への道程—⁽¹⁾

はじめに

アメリカにおける市民権の歴史とは、人の移動性が高まり、人種や価値観の異なる新規の移民がアメリカという政体に参入しようとすることを巡る反発と交渉、そして融和の繰り返しと言える。かつて白人かつアングロ＝サクソン系プロテスタントを市民と想定していたアメリカは、新しい移民との対立と交渉を通じて、多様性を包含した市民権の可能性を展開してきている。しかし、その結果は一様ではなく、今日もアメリカ政体と市民権の本質を巡る論争は絶えない。

本章は、現代アメリカの市民権について、土着の市民権概念に基づく差別と排斥の歴史から検討を始める。そのうえで、その後数次の憲法上の変革を経て、今日の、よりオープンで多様性を包摂した市民権概念が登場する過程を概観する。そして、この新たな市民権概念を巡って継続するアメリカ憲法学の論争について考察したい。

市民権の定義

市民権 (citizenship) という言葉は、国民とそうでない者 (外国籍の者、

(1) 本章は、執筆担当 (秋葉丈志) がカリフォルニア大学バークレー校・法社会政策プログラム (Jurisprudence and Social Policy Program) へ留学中の成

外国人）を区別するために用いられることも多い。この点は，アメリカでも，移民法上この言葉が用いられるときは同様（市民とは，国籍を有する者）である。しかし，憲法学上は，市民権はより広い文脈で用いられている。そこでは，市民権の有無とは，単に国籍の有無を越えて，政体における一人前の権利を有する状態を指す。従って，国籍を持っていたとしても市民権を否定される人もあれば（かつて黒人や結婚後の女性は市民権を否定されていた）国籍を持っていなくても市民権を行使する人もある（本章第五節で言及するトランスナショナリズム）。

憲法学上の市民権の土台としてよく用いられるのが T. マーシャルによる定義である。マーシャルは，市民権を市民的権利（civil rights），政治的権利（political rights），社会的権利（social rights）という構成要素に分解し，その各分野で差別を受けず，一人前の権利を行使しう状態を近代的市民権の充足された状態とした⁽²⁾。

国民という意味での狭義の市民権と諸権利によって構成される憲法学上の広義の市民権は，切り離して議論することができない。本章で紹介するように，不法外国人を事実上の市民（国民という意味での市民）と推定したうえで，市民にふさわしい権利を与えようとした（憲法学上の広義の市民概念に基づく）最高裁判決もある。また，後述する「市民権のデフレ」を嘆く議論は，国籍の有無に関わらず広義の市民権の行使が広がりつつある傾向を問題視するものである。

本章では，こうしたアメリカ憲法学の潮流に則って，市民権を，政体における一人前の権利として，単なる国籍の有無とは区別したい。かつ，移民の受け入れや外国人の権利の議論が，こうした広義の市民権の議論と不可分であることを示していきたい。

果を取り入れた。留学に際して国際文化教育交流財団（日本経済団体連合会所管）の財政援助を受けたことを謝して記したい。

（２） T.H. Marshall, *Citizenship and Social Class* (1950).

1) 州を中心とした市民権と人種差別

合衆国憲法の制定と市民権

1787年に、各州の代表による起草をもとに成立したアメリカ合衆国憲法は、州から自立した連邦政府を設立し、各州の主権を連邦政府の下の主権の下に置くという連邦制国家を樹立した。その過程で、個人は、各州の市民としての資格のみならず、連邦（合衆国）の市民としての資格を得た。このことにより、個人は、州政府を介することなく、合衆国市民として、政治代表（連邦下院議員）を選挙する権利、また合衆国の統治機構に対し権利を主張する資格（連邦裁判所への提訴権）などを得たのである。

一方で、連邦制の特徴を反映して、州政府自体が合衆国の構成員として合衆国の統治に参加する仕組みも導入された。この場合、個人は合衆国市民として合衆国と直結するのではなく、州政府を介して州市民として合衆国政府に間接的につながることになる。従って、連邦上院は州を代表する機関として、各州にその人口規模に関わらず一律2名ずつの議席が与えられ、連邦大統領は合衆国市民に直接選挙されるのではなく、州を代表する選挙人が州と州民を代表して選挙する（州民はこの選挙人を州内で選ぶ）ことになっている。

また、この段階では、合衆国市民の資格は、州市民の資格に付随するものだった。州の市民として認知されていなかった黒人奴隷が合衆国の市民と認定されることはなかったし、合衆国市民としての権利に基づいて州レベルでの被害が救済される可能性は限られていた。当初の合衆国憲法では、合衆国市民としての権利は合衆国政府に対する消極的自由の保障（連邦政府は言論の自由を侵害してはならない、等）に限られ、合衆国市民として州政府の行為を抑制する道は開かれていなかった。すなわち、憲法本文は人権憲章を持たなかったほか、憲法成立のための妥協として追加された人権憲章（修正1条から修正10条）も、合衆国政府の権力を抑制する名目に限られ、州政府の行為には当てはまらないとされたのである。

州境管理に関する州の権限と通商条項

このように合衆国市民としての資格が州市民としての資格に付随することとなったのは、奴隷制の維持を主張する南部諸州への配慮が大きな原因となっている。すなわち、もし合衆国市民としての資格が州の市民としての資格に優位するならば、合衆国が黒人奴隷を市民にしてしまうことで、州における奴隷制の存続や黒人差別を覆す道が開けてしまうからである。これは、EU が加盟国内における差別を覆すために EU 市民という資格を設け、EU 市民としての権利を保障する試みをしていることを考えればわかりやすい。

州が奴隷制と黒人差別を維持するためには、州レベルでの市民の定義が合衆国市民の定義や合衆国市民としての権利に優越する必要があった。これに対し、合衆国市民としての資格で個人が州政府の抑圧に対し市民権保障を主張する道は、後述する南北戦争後の憲法修正とその後の司法解釈でようやく開拓されたのである。

また、奴隷制を維持するためには、出入国のコントロールも州が担う必要があった。南部諸州は、奴隷反対の北部諸州が連邦政府を通じて合衆国への奴隷の受け入れを禁止する可能性を強く警戒したのである。このため合衆国憲法は、少なくとも1808年まで（憲法制定後およそ20年）は連邦政府は移民の受け入れを規制してはならない（これは州政府が出入国管理権限を担い、奴隷を引き続き受け入れてもよいことを意味した）と規定し、その後の出入国管理については棚上げにした⁽³⁾。

実際、憲法制定後半世紀に渡って、各州は、それぞれ州境に関する規制を行い、外国と合衆国の間のみならず、州の間の人々の移動を様々な形で規制した。主として船舶による渡航を想定して passenger laws とも呼ばれたこれらの州法は、州への渡航者の氏名や出自の記録、入境時の保証人

（３） 合衆国憲法第 1 編第 9 節。

や保証金の義務づけ、入境の拒否など今日の出入国管理の先駆けとなる内容で、各州は移民担当の部署や役職をも設けて州境の管理を行っていた。州にとって、この時点では合衆国の他の州の市民も、合衆国以外の国の市民も、等しく州民ではないということで、州境管理の対象となったのである⁽⁴⁾。

州による州境管理に対しては、州を越えた通商の規制は連邦政府の権限とした合衆国憲法の州際通商条項 (commerce clause) に反するとして訴訟も起こされた。しかし、南北戦争前の段階では、裁判所は通商条項に抵触する州境規制については違憲としたものの、州が州内統治権 (police power) に基づいて州境管理を行うこと自体の合憲性については曖昧なままであった⁽⁵⁾。

黒人の市民権を巡る州間対立

合衆国憲法では、外国人に関する連邦政府の権限として明示されたのは、合衆国市民への帰化に関する統一法の立法権に限られる。これに基づき憲法制定後に制定された連邦の帰化法 (Naturalization Act) は、帰化資格を自由な白人 (free, white persons) に限定した⁽⁶⁾。しかし、市民権保障の主体が州にある中では、「自由な白人」以外の人々にとっての市民権の実態は、どの州に住むかによって大きく変わった。南部では黒人に対する規制が奴隷及び解放された「自由な黒人」いずれにとっても厳しいものであったのに対し、北部では奴隷制は存在せず、早くから黒人に対する市民権保障の運動が展開されたのである。

しかし、市民権の実態が州によって大幅に違う状況は、やがて交通手段

(4) こうした州法の原文は、Edith Abbott, *Immigration: Select Documents and Case Records* (1924) を参照。

(5) Passenger Cases, 48 U.S. 283 (1849)。

(6) 奴隷というと南部の黒人奴隷が第一に連想されるが、召し使いとして長年の奉仕を義務づけられる白人奴隷 (indentured servants) も存在した。彼 (女) らも市民権の対象外に置かれた。

の発達とともに危機を誘発する。すなわち、南部の黒人奴隷が「地下鉄道」（奴隷の逃亡を手助けする地下組織）により北部へ逃れる事例が後を絶たなかったのである。これに対抗する形で逃亡奴隷法（Fugitive Slaves Act）が制定され、逃亡奴隷は逃亡先の法制に関わらず奴隷であり続け、所有者に返還されなければならないとされた。

黒人の市民権を巡る南北の対立は、やがて憲法の枠内での解決が不可能なほど深刻なものとなり、南北戦争とその後の憲法の根本的改正を生じるに至った⁽⁷⁾。

まとめ

以上を総合すると、南北戦争前は、連邦政府が出入国管理の権限を否定（1808年まで）ないしは制約（1808年以降）されていたことから、州によって引き続き奴隷の「輸入」が奨励され、また、奴隷は州市民にも合衆国市民にもなれなかった。合衆国帰化法が黒人の帰化を認めなかったことは、こうした奴隷が合衆国市民として州政府による差別に抗する道を閉ざした。そもそも合衆国憲法上の合衆国市民としての権利は限定されていて、個人の権利保障の主体は州政府だった。従って、州市民でない者が合衆国市民として州政府の不当な政策に抗する可能性は限られていた。黒人奴隷はその合衆国市民としての資格を否定されたことから、その限られた可能性すら、奪われていたのである。

２）修正14条と連邦市民権

南北戦争と憲法修正一市民になった黒人奴隷一

アメリカにおける市民権についての考え方に、国内差別という文脈でも、外国人差別という文脈でも、決定的な変革をもたらしたのが南北戦争

（７） Dred Scott 判決は、逃亡奴隷について、市民権の不在を理由に訴訟能力を否定し、司法過程を通じた救済を不可能にした。これにより、奴隷問題の平和的解決の手段は絶たれた。

(1861年—1865年)である。変革は二つの柱からなる。第一には、奴隷を「解放」し、黒人の市民権保障への道を開いたこと。第二には、合衆国市民としての地位と権利を州市民としてのそれに強く優越させたことである。

まず、黒人の市民権保障への影響を概説すると、南北戦争終了直後に採択された修正13条が、合衆国内における奴隷制の禁止を規定した。しかし、その後のアメリカ政治と法に決定的な影響をもたらしたのは、修正14条である。

修正14条は、合衆国に生まれたすべての者は合衆国市民であると規定した。これは、制定趣旨からすると黒人にも例外なく合衆国の市民権を与えるためのものであったが、規定が一般的な形をとったことから、市民権を持たない外国人の親から生まれた子どもであっても自動的にアメリカ市民権を取得する結果となった。ここに、今日の外国人、特に不法移民の子どもの市民権についての論争の種がある。

修正14条はさらに、今日アメリカにおける憲法訴訟の中核になっている「法の下での平等」「適正手続」の保障を盛り込んだ。このうち適正手続については、それまで修正5条が連邦政府に対する権利について保障していたが、修正14条はこれを州政府の行為に拡大したものである。この二つの言葉は、20世紀半ば以降の市民権運動(civil rights movement)の過程で連邦裁判所により広く解釈され、黒人のみならず様々なマイノリティーの市民権保障に大きな役割を果たすことになる。

最後に、修正14条は、その趣旨の実現のための立法権限を連邦議会に与えた。このことは、それまでのアメリカ憲法が市民生活の大半の事項についての管轄を州政府に保留してきた仕組みを覆す可能性を持っていた。修正14条が規制の対象とするような差別現象は、教育、住宅、福祉政策や、人事、行政などあらゆる場面に存在していた。修正14条の趣旨実現のための立法権限が連邦議会に与えられたことは、それまで各州が管轄してきたこれらすべての分野に、連邦議会が介入する契機ができたことを意味し

た。

州と裁判所による「逆コース」

しかし、革命的なポテンシャルを持った修正14条による黒人への市民権の拡大と保障は、南部諸州における反動と、連邦裁判所の消極的解釈による「逆コース」で、制定後一世紀近く停滞することになった。名目的にはアメリカ合衆国の市民権を与えられながら、その実質を保障されないマイノリティがここに形成されたのである。

南部諸州は、南北戦争後の連邦軍による統治が終了し、州としての地位に復帰すると、次第に奴隷解放の趣旨を覆す立法措置を行った。たとえば、放浪罪（vagrancy）の適用要件を操作して職のない黒人を次々と摘発し、「刑事罰」の一環として長期間のプランテーション労働を課すなど、結果的に奴隷時代と変わらない状況を作り出した。

南部の反動以上に決定的だったのは、修正14条によってそうした事態に介入する根拠を与えられた連邦最高裁判所がその力を市民権保障の分野で積極的に行使せず、むしろ修正14条のこの面での効力を弱める憲法解釈を相次いで行ったことである⁽⁸⁾。

第一に、連邦最高裁判所は、合衆国市民であることの意味を弱める解釈を展開した。修正14条は、合衆国市民としての地位を州市民としての地位に優越させ、解放された黒人奴隷が州レベルで差別を受けたとしても、合衆国市民としての権利の平等を主張することでそうしたローカルな差別を乗り越える道を用意していた⁽⁹⁾。しかし、同裁判所は、この合衆国市民と

(8) 「この面で」と限定したのは、連邦最高裁判所は修正14条本来の意図である黒人の市民権保障には消極的だった一方で、本来の意図とはかけ離れたレッセ＝フェール（自由放任）経済の推進のためには拡張的憲法解釈を行ったからである。すなわち、同裁判所は、修正14条の「適正手続」条項を広く解釈し、州の労働立法を雇用者の経済的権利や「契約の自由」を侵害するとして無効にするなど、社会・経済立法を敵視する判決を相次いで下した。

(9) 修正14条第1節に「州は、合衆国の市民の特権または免除を制約する法律を制定または実施してはならない」とある（日本語訳は田中編「BASIC英米法

しての権利をごく限られたものと解釈し、それ以外の権利は州市民としての資格に内在するものであることを示唆したのである。この解釈に基づく、合衆国市民の権利保障を名目に連邦議会が立法を行う余地も狭まってしまう。

第二に、同裁判所は、ローカルな差別の実態に目をつむり、形式的な保障を持って修正条項の趣旨が満たされる旨の憲法解釈を行った。有名な *Plessy v. Ferguson* 事件では、人種隔離政策が本来差別の意図に基づいて、実際にその効果を持つ（差別者、被差別者双方に優越感、劣等感といった差別意識を確認させる）にも関わらず、一見して施設条件が平等である限り「法の下での平等」を満たすとした。この論理は、*Brown v. Board of Education* 事件でウォーレン長官に一蹴される（同判決は「分離すれども平等というのは本質的に不平等」と断じた）までの間、あらゆる人種隔離政策を正当化することになった。

また、同裁判所は、南北戦争後に制定された市民権法（Civil Rights Act）にも敵対的な姿勢を示した。すなわち、市民権の平等保障に関する連邦議会の立法権限を、州政府の直接的な行為に関するものに限り、各州内での州民間での差別の問題に連邦議会が直接介入することを第14条の範囲外としたのである⁽¹⁰⁾。これにより、各州における深刻な「私的」差別、たとえば就職や日常生活における人種隔離などを連邦議会が規制することができなくなってしまった⁽¹¹⁾。

外国人と修正14条

修正14条は、合衆国における外国人の市民権にも大きな影響を及ぼした。というのも、連邦市民権の意味が州市民権の意味に強く優越するよう

辞典」による）。

(10) *The Civil Rights Cases*, 109 U.S. 3 (1883).

(11) こうした私的差別の抑制は、1964年に制定された連邦市民権法でようやく実現する（この頃までには連邦裁判所も姿勢を変更していた）。

になったことで、州による外国人に対する差別が難しくなったのである。州市民権が優越する従来の考え方では、州民と州民でない者を区別することは州政府の権限に属し、すでに述べたように、州の入境規制では他の州の州民も外国人も、ともに「州の市民ではない」という括り方で規制の対象になった。しかし、南北戦争を経て連邦市民権の意味が優越するようになってからは、連邦議会は連邦市民権に関する連邦議会の立法権限を強く意識するようになった。それに伴い、州が、連邦市民権に基づく差別を行うこと（外国人を差別すること）は、連邦議会の権限に抵触するとの解釈がなされるようになったのである。

その先例が、*Yick Wo v. Hopkins* 判決である⁽¹²⁾。これは、カリフォルニア州サンフランシスコ市が、中国人移民の排斥を意図して、中国人移民の稼業である洗濯業について中国人にのみ不利な規制を行ったことが修正14条の「法の下での平等」に反するとして訴訟になった事件である⁽¹³⁾。連邦最高裁判所は、修正14条が「何人にも」権利を保障しているとの文言を捉えて市による外国人差別を違憲とし、また、市が外国人差別をすることで連邦レベルでの外交的影響が懸念されることをも指摘して、こうした差別を市が独自に行うことを批判したのである。このように、修正14条は、州市民権の有無に基づく差別を難しくし、外国人も州政府の行為に対する限り、その保障の範疇に入るようになった⁽¹⁴⁾。

3) 移民排斥と市民権

南北戦争後のアメリカは、奴隷解放により黒人の国内移動が盛んになると同時に、まずは中国人（ゴールドラッシュ以降、19世紀末まで）、次いで日本人移民（19世紀末から20世紀初頭）がアメリカ西海岸に大挙して押し寄

(12) 118 U.S. 356 (1886).

(13) 洗濯業を免許制としたうえで、中国人経営者からの免許申請ばかり不許可としたことが、法の差別的運用にあたり違憲とされた。

(14) 連邦政府による外国人差別については別途判例体系がある。この点につき、第4節「今日における連邦制と市民権」参照。

せる時代を迎えた。こうした中で修正14条の唱える合衆国市民権の意義を巡る論争が絶え間なく続くことになる。このうち、黒人の市民権保障が「逆コース」を辿ったことは前節で論じた。本節では、市民権を巡る論争のもう一つのターゲットグループである移民について論じる。

この時代の移民の市民権を巡る論争には、大きく分けて三つの要素がある。第一には、アメリカ社会に迎え入れられるべき人種を巡る問題で、その一環として「アメリカ市民としてふさわしくない」移民を排斥する動きが高じたこと。第二に、それにも関わらずやってくるアジア系の移民を国内的に差別する動きが強まったこと。その一環として、市民権を否定された者の憲法上の扱いを巡る論争がある。第三に、市民権保障の主体は連邦政府か州政府か、また各レベルにおいて議会と裁判所のどちらの判断が優越するのかという、制度的な論争である。以下、順に論述したい。

連邦レベルでの移民排斥

先述したように、アメリカでは奴隷制維持の観点からも当初移民の出入国については州の管轄事項とされ、19世紀前半までは州が移民法や移民行政を担う機関を有していた。1830年代から50年代にかけて、ヨーロッパから飢饉などの影響で貧しい移民が大挙してアメリカに押し寄せるに至り、連邦レベルでの移民規制を求める声も上がったが、なお連邦移民法の制定には至らなかった。

しかし、南北戦争後の憲法修正で連邦政府の権限が強まったこともあり、19世紀後半には連邦レベルで移民規制を行う素地が整った。連邦最高裁判所も1875年になって、移民規制は連邦の専決事項との判断を示して州の規制を無効としたため、州レベルでの規制に代わり連邦レベルで総合的な移民規制を行う必要が生じた⁽¹⁵⁾。

(15) 連邦の専決事項であることをもって、移民に関する連邦レベルの立法や行政については司法審査の余地が少ないと解釈する判決や学説が根強い。しかし、連邦が州に対し優越するということは、連邦議会の立法や連邦政府の行為を連

連邦レベルでの移民の規制はまず経済的困窮者や売春婦を排除する立法から始まった。その次にターゲットになったのは中国人移民である。ゴールドラッシュ以降、カリフォルニアを入り口として、多数の中国人移民が流入してきたことに対し、アメリカ国内では反発が強まり、カリフォルニアでは排斥運動が起こった。これに合わせて、1882年には、連邦議会が中国人移民に対するモラトリアム（期間を区切って入国を禁止）を内容とした中国人排斥法を可決した。

次いでターゲットになったのは日本人移民である。日本人移民は主として、四国地方や九州地方の貧しい農村から、リクルーターの手によりあらかじめ数年間の労働を約束して渡米してくる者が多かった。この仕組みが奴隷制度に似ているとして批判され、契約労働者（contract labor）の移入を禁止する措置が採られた。しかし、日本人移民に対する排斥感情は弱まらず、男性の日本人移民が親戚等を介して日本にいる女性と結婚し、こうした「写真花嫁」（写真を交換しただけで結婚を決めたことからこう呼ばれた）が続々と呼び寄せられてくるのが、アメリカの風習に反するとして批判の対象となった。

反移民勢力は中国人排斥同様に連邦法による日本人の一律排除を求めたが、日清戦争、日露戦争勝利で国際的地位を高めた日本への配慮から外交当局、大統領が難色を示した。そこで、1907年には日米の行政協定（Gentlemen's Agreement）により日本側がパスポートの発行を限定し、労働者の渡航を自主規制する合意がなされた。

邦裁判所が審査することを否定するものではない。連邦政府の専決事項は州際通商など他にもいくつもあるが、いずれについても連邦裁判所は積極的に審査を行っている。従って、移民に関する立法や行政について司法審査が及びにくいと主張する場合には、単に連邦の専決事項であるということ以外の理由が必要であろう。この点につき、秋葉丈志・『アメリカ合衆国憲法における外国人の権利と司法審査』（早稲田大学大学院社会科学研究所「社会学論集」5号）参照。

黄禍論と「帰化不能外国人」

しかし、日米両国の外交的協力にも関わらず、日本人移民は様々な形でカリフォルニアへ到着し、アメリカ国内の排日運動も収まらなかった。このままでは黄色人種が白人を凌駕するという「黄禍 (yellow peril) 論」が喧伝され、黒人に対する市民権保障が「逆コース」で巻き返されると並行して、アジア系移民への排斥熱も強まった。

こうした排斥を象徴する法的発明が、「帰化不能外国人 (aliens ineligible for citizenship)」という概念である。これは、連邦の帰化法が帰化の資格を白人に限っていたことを背景に、帰化資格のない外国人＝黄色人種であるアジア系移民を、それと名指しせずに法的に差別するために編み出された用語である。というのも、修正14条の「法の下での平等」の保障規定が国内における人種差別の撤廃を意図して制定された経緯から、黄色人種を名指ししての差別は違憲と見られる可能性が高かったからである。しかし、同じグループを対象としていても、「帰化不能外国人」というレッテルを貼れば、表面上は人種差別と見られることなく同じ効果をもたらすことができたのである⁽¹⁶⁾。

「帰化不能外国人」に対する差別を巡っては、差別自体の合憲性、次いでこのレーベルがどのグループに当てはまるかについて、いくつもの訴訟が提起された。しかし、連邦の移民行政に対する介入を最小限に留める裁判所の姿勢と、人種差別の根強さが合わさって、裁判所が市民権から排除

(16) これと同じ法的技術が今日二つの文脈で用いられ批判の対象となっている。

第一には、ヒスパニック人種に対する差別で、彼らが市民であるとそうでないに関わらず不法外国人との疑いを持たれ、しばしば法的不利益を受けていること（たとえば道路上で制止され身分証の提示を求められる率が高いなど）。この場合、国内における人種差別が「外国人に対する警戒」と言い換えることで正当化されてしまう。第二に、アラブ系人種に対する差別で、彼らがアメリカ市民であったり合法的に滞在していても、9・11事件後の文脈で重点的に捜査、警戒の対象となっていることである。これもある視点では国内における人種差別であるのが、国防上やむを得ない外国人に対する差別として正当化されている事例である。

されたこれらのグループの人々を救済をすることはなかった。

「帰化不能外国人」のレーベルを逃れようとするグループと、そのグループをこのレーベルに押し込めようとした裁判所の議論は、今日の目から見れば恣意的であった。たとえばインド系の移民は多くが一見して白人であり、それゆえ彼らは自らの帰化資格を主張した。その過程で、彼らは人類学の成果を引用して、インド系の人種とヨーロッパ系の白人は先祖を共有することまで主張した。これに対し裁判所は、帰化法にいう白人とはアメリカにおいて伝統的に理解されている意味での白人として、インド系移民を「帰化不能外国人」の枠に収めるために躍起となったのである。

「帰化不能外国人」というレーベルは、最終的に連邦移民法で日本人を排除する際にも活用された。先に、日米の行政協定で日本人移民については日本政府が自主規制することとなった一方で、1917年の連邦移民法では日本を除くアジア地域からの新規移民が禁止された。これを日本人にも適用する案は外交上の配慮から数次に渡り大統領の拒否権行使で防がれたが、1924年にはついに大統領も排斥運動の側に付いた⁽¹⁷⁾。その際に用いられたのが「帰化不能外国人」というレーベルである。1924年の移民法の改正では、「帰化不能外国人」の入国を今後は拒否するという言い方で、日本人を名指しすることなく新たに入国禁止の対象にすることができたのである。こうして、アメリカ市民にふさわしくないとされた人種の「水際」での防止策が完成した。

日系人の強制収容と生得市民権

アメリカにおける移民規制に修正14条が思わぬ絡み方をしてくることは、修正14条の適用を避けるための法的技術を見ても明らかである。しか

(17) 1924年移民法は、初めて査証（ビザ）制度を設け、各国に駐在するアメリカの領事はその国からの移民の入国資格を事前に審査し、そのうえ入国時にも移民審査官が入国審査をするという二重のバリアを設けた。領事が相手国内でこうした活動をするのは相手国の主権を侵害するのではないかとの反対論もあったが、領事ビザ制度はその後、各国の真似するところとなった。

し、「帰化不能外国人」を巡っては、避け難い矛盾が生じることとなった。というのも、修正14条の規定により、合衆国内で出生したすべての者は、合衆国政府の管轄下にある限り（特に自治権を与えられたネイティブアメリカンインディアン部族の下に生まれた者を除き）自動的に合衆国市民とされたからである（出生地主義，生得市民権）。この規定の意図は，黒人の市民権を保障し，奴隷制の再発を防ぐことにあったが，規定の文言上あらゆる人に無条件に適用された。これにより，「帰化不能外国人」であってもその子どもは合衆国内で生まれれば自動的にアメリカ市民となった⁽¹⁸⁾。

ここに，生涯をアメリカで過ごしているにも関わらず市民権から排斥されたアジア系の一世移民たちと，生まれたときからアメリカ市民として扱われる二世移民たちの間に亀裂が生じたのである。中でも日系二世に深刻な葛藤を生じさせたのは，合衆国政府による忠誠テストと，軍役の賦課である。忠誠テストには日系二世のアイデンティティを試す二つの問いがあり，その一つはアメリカへの忠誠の宣誓，いま一つは日本への忠誠放棄の確認であった。しかし，収容所に入れている身では，反発する二世も多く，両方の質問に「ノー」と答える者が続出した。このため「ノーノーボーイ」というレーベルが生まれ，収容所にいながらもアメリカ軍のために出征していった日系移民と，反発して「ノーノーボーイ」と呼ばれるようになった日系移民の間の亀裂は決定的なものになった⁽¹⁹⁾。

連邦最高裁判所は，当時，アメリカ合衆国市民でありながらも収容所に収監された日系移民たちの訴えに対して冷酷であった。司法審査を受ける憲法上の権利の存在こそ認めたものの，強制収容自体については，戦時の緊急性が市民としての権利に優越するとの判断だった⁽²⁰⁾。戦時に収容さ

(18) 移民排斥派からは「帰化不能外国人」の子どもには市民権を与えるべきないとの主張もあった。これは，今日一部に見られる，アメリカで生まれた（メキシコからの）不法外国人の子どもには市民権を与えるべきでないとの主張に通じる。

(19) John Okada, *No-No Boy* (1978) は，こうした日系二世の対立と葛藤を描いた小説として話題を呼んだ。

れた日系移民について救済がなされたのは戦後40年近くを経てのことである。1980年代に入って、かつて忠誠義務を怠ったとしてアメリカ市民権を剥奪された日系人の市民権復活、再審請求に基づく連邦裁判所による判決見直し、大統領と連邦議会による謝罪、収容者一人当たり2万ドルの賠償などが、次々と実現していった。

日系移民の強制収容では、名目上権利保障の平等が伴うはずの生得市民権でも、人種や民族などその他の生得的特質による差別が根強く残るアメリカ市民権の実態が最も悲惨な形で露呈した。今日、アメリカにおける人種、民族と市民権の平等保障を巡る運動は、奴隷解放とその後の黒人市民権運動、日系人の強制収容とその後の賠償請求運動をモチーフにしている⁽²¹⁾。

4) 今日における連邦制と市民権

戦後の「自由化」

アメリカでは、第2次世界大戦終了後から次第に移民法の「自由化」が進行した。ここにいう「自由化」とは、大戦前に盛んだった人種や出身地域に基づく差別を撤廃し、一定の基準を満たせば誰でも移民としてアメリカに入国し得るとする考え方（リベラリズム）の浸透である⁽²²⁾。こうした客観的基準には学歴や経済条件、職業経験などが挙げられるが、人種のように本人の選択の余地がない条件と違い、「自由化」以後の移民法における条件は一応、誰にでもそれを満たし得る可能性があるという点で開放的

(20) 代表的判決として、*Korematsu v. United States*, 323 U.S. 214 (1944)。

(21) 特に9・11テロ事件以降、アラブ系アメリカ人市民に対する警戒の目が強まり、このことが第二次世界大戦中の日系移民の経験に類似するものとして問題視されている。これに対し、保守系論者の中には、日系移民の強制収容を含めて、戦時の市民権剥奪を正当化する者もある。

(22) 1952年にはアジア系移民の禁止が解かれ、1965年の大改正では出身地域（東半球、西半球）に基づく数量規制が撤廃された。現行の移民法（Immigration and Nationality Act）は、1965年移民法を基本に、その後に成立した数々の修正法を統合したものである。

である。

この「自由化」をきっかけとして、アメリカの移民政策と市民権を巡る議論は新たな局面を迎えることになる。それというのも、人種・地域基準を撤廃して以降、アメリカに入国する移民は、圧倒的に非ヨーロッパ系の、アメリカとは文化も習慣の異なる生い立ちと目される人々だったからである。まず韓国、中国、日本などの東アジアからの移民が大量に流入し、ロサンゼルスなど大都市中枢にエスニック街が形成された。次いで70年代、80年代にはタイ、ラオス、ベトナム、カンボジアなど東南アジアからの移民や難民が、アメリカのこの地域での軍事行動の影響もあって流入してきた。そして80年代以降は、メキシコや中南米諸国からの爆発的な移民流入がアメリカ世論を刺激し続けている。最近の報告では、アメリカ国内にいるメキシコからの不法移民だけでも、1000万人を越えるとされている。

州と移民政策

ここで改めて問題となるのが、アメリカにおける連邦と州の関係、特に州の「主権」が移民に対しどのように行使されるかという点である。先に述べたように、建国当時のアメリカでは州の市民権という考え方が連邦の市民権に優越し、州への入境、市民権の付与、それに伴う権利の保障なども主として州の統治機構が担っていた。そして、南北戦争後の憲法修正の意義は、こうした州と連邦の関係を逆転させ、連邦市民権とそれに伴う諸権利が州レベルでの差別を乗り越えるために用いられる可能性を与えたことにある⁽²³⁾。

1960年代以降活発化したアメリカでの市民権運動は、移民法の「自由

(23) ここに「可能性」としたのは、憲法修正自体は連邦議会に市民権保障のための立法権限を与えただけで、現実的な保障は立法と司法の対応を待たなければならなかったからである。実際、市民権が黒人をはじめとしたマイノリティについて積極的に保障されるようになったのは、憲法修正後約一世紀を経て、1960年代の市民権運動の盛り上がり以降である。

化」とも時期が重なる。国内におけるマイノリティへの市民権の保障の拡大は、移民の市民権保障とも密接に関わっていた。アメリカでは、移民についての議論も、既存の国内の人種、民族関係の文脈（支配的ディスコース）に融合されるからである。アフリカからの移民は「黒人」として捉えられ、アジア系の移民は「黄色人種（yellow）」あるいは「アジア系アメリカ人」として捉えられる。アジア系アメリカ人の中には、数世代も前からアメリカに住み、長年マイノリティとして権利闘争を続けてきた人々もいる。しかし、白人、黒人など「他者」の視線の中にあっては、こうした長年のアジア系マイノリティも、新しく来たばかりのアジア系移民と同一視される⁽²⁴⁾。

移民も「マイノリティ」として人種グループのいずれかに吸収されて、その枠組みの中で市民権の保障を求めていくことになる。従って、アフリカからの移民や難民は黒人の市民権運動の構成員として加わり、アジアからの移民や難民は「アジア系アメリカ人」として市民権保障やアイデンティティの認知を求めているのである⁽²⁵⁾。

こうした市民権運動の原動力となっているのが「法の下での平等」などを定めた修正14条であり、その保障の主体は修正14条が予定している連邦政府である。移民をも構成員に加えたマイノリティは、連邦議会による立法、あるいは連邦裁判所における裁判闘争を通じて、州レベルでの差別的取り扱いを覆そうとするのが一般的である。

これに対して、実際に移民を日常生活において受け入れる立場にある州

(24) 日常のアジア系アメリカ人同士の関係の中では、こうした長年の滞在者と新規の移民とを区別し、相互に距離を置こうとする行動が見られる。しかし、政治的文脈においては、両者団結して「アジア系」としての権利、認知を求めている。アメリカで権利闘争を行う場合、人種という支配的文脈から逃れることは難しい。

(25) アイデンティティの認知の中には、たとえば映画やテレビなどの大衆メディアにおいて自らのグループが偏見なく取り上げられることが含まれる。グループに対するステレオタイプが存在する限り、市民権保障もままならないからである（たとえば、市民権の欠如がグループの責任に帰せられるなど）。

レベルでは、見慣れない新たな移民への違和感が強く表明され、かつ、州がこうした移民の流れを規制しようとするのに対して連邦政府が頭ごなしに否定することについての反発が根強い⁽²⁶⁾。

アメリカ合衆国は連邦制を採用するがゆえに、教育、福祉など社会サービスに関わる多くの分野で州が一義的な権限・責任を有する。連邦政府は時折「ひも付き」の財政補助はするものの、一般的に財政を保障するわけではない。しかし、州が新規の移民について、こうした社会サービスを抑制しようとする、差別的であるとして連邦政府（特に連邦裁判所）から押さえつけられる。ここに、移民政策を巡る連邦政府と州政府の緊張した関係が生じる。

こうした緊張を緩和するために、連邦政府が、州政府に対し、移民への社会サービスに要した費用を「賠償」する措置が採られたりもしている。移民の大量流入に対する連邦政府の無策が、州の財源枯渇につながっている、との論理からである⁽²⁷⁾。

しかし、移民政策を巡る権限の分散（出入国規制は連邦政府、医療、教育、福祉政策等は州政府）という連邦制の基本的な構造は変わらない。その結果として、移民排斥運動が州レベルで極端な形で噴出する事例が20世紀初頭から後を絶たない。近年目立つのは、合衆国南部のメキシコとの境界州におけるメキシコからの移民に対する排斥運動である。

メキシコ境界州における移民排斥運動と市民権

かつて盛んだった西海岸におけるアジア系移民排斥に代わって、1990年代以降問題になっているのは、メキシコと境界を接する合衆国南西部（特

(26) 従って、連邦政府の懸念や連邦裁判所の介入にも関わらず、州レベルで反移民立法を住民投票により行う動きが跡を絶たない。

(27) ただし、移民への社会サービスに要した費用を計算して「賠償」を求めるという発想自体、移民、中でもヒスパニック系の移民に対する排斥感情に基づいたもので、根底にあるのはコスト意識ではなく、人種差別意識であるということもできる。

にアリゾナ，テキサス，カリフォルニア）におけるメキシコ系移民に対する排斥気運である。

その状況が噴出したのが1994年にカリフォルニア州で可決された住民投票187号（Proposition 187）である。投票案は，冒頭にカリフォルニア州民が不法移民によって経済的，社会的ダメージを被っていると断言し，それに続く条文で，不法移民に対する教育，福祉，医療など州のあらゆる社会サービスを禁じ，かつ，州職員に対して不法移民の取り締まり（連邦移民局への通報など）を義務づけるという，徹底して移民排斥を貫く内容だった。

この住民投票は州を二分する激しい論争の末に可決されたが，連邦裁判所は，州によるこうした措置が連邦の権限に抵触するとして，住民投票に基づき可決された州法の大半を無効にしたのである。しかし，排斥運動は収まらず，1996年の連邦移民法の改正では，連邦政府による福祉，医療などの社会サービスが不法移民どころか永住外国人についても抑制され，また，外国人の強制収容や国外退去の規定が厳格化されるに至った。

また，2004年には，十年前のカリフォルニアの住民投票が連邦裁判所に覆された先例にも関わらず，アリゾナ州で，同じように主としてメキシコ系の移民をターゲットにした移民排斥法が住民投票（Proposition 200）により可決された。

こうした州の移民排斥勢力は，州は自らの市民の利害を守る権利を持つと主張し，州が市民の資格を定め，州の資源分配を市民に限ることを当然とする。従って，移民の排斥は連邦議会の連邦市民権に関する権限に抵触するものではなく，州の市民権を規制する州の権限に由来するものであると考える。これは，連邦政府に加えて各州が主権を有するとし，州境管理を州が行っていた南北戦争前の連邦制の形態を復活させる考え方である。

市民権を巡る *Plyler* 判決の意義

州の市民権を重視する議論と連邦市民権を重視する議論が拮抗した判決

が、連邦最高裁判所の *Plyler v. Doe* 判決である⁽²⁸⁾。これは、不法移民の子どもには無償の公立学校教育を認めないとしたテキサス州法の、合衆国憲法との整合性が争われた事件である。州は、州の資源を守る観点からこうした措置が正当化されると主張したが、連邦最高裁判所は、1) 合衆国市民権の有無を理由とする差別は原則として州は行うべきではなく、また、2) 子どもたちの状況に鑑みて彼らには合衆国市民同様の資格が与えられるべき、とする踏み込んだ議論を展開して、州法を違憲・無効とした。これにより、州による無償の公立学校教育は、憲法上不法移民の子どもにも保障されることとなったのである。

この判決は、連邦制における市民権に複雑な影響がある。第一には、あらためて、連邦市民権を基準とした立法を州が行うことに対し否定的な見解を示し、州レベルでの外国人排斥にブレーキをかけたこと。第二には、連邦市民権に基づく権利保障自体についても、場合によっては不法外国人に拡大されるとしたことである。連邦最高裁は、不法外国人の子どもたちが、多くはアメリカで生まれ育ち、かつ今後も永住し、いずれは合法的にアメリカ市民となる可能性が高いことを認めた。そして、不法資格にも関わらず、実態としては市民であり、そうである以上市民として必要な公教育を授かるべきであると論じたのである。

コモン・ローにより「事実上の結婚」が認められるかのように、本人の生活実態、境遇や周囲との関係、政府の黙認などの積み重ねから不法外国人の子どもたちの市民権の存在を推定したこの判決は、市民権概念を拡張するものとして画期的であった。しかし、この展開には保守派からの根強い抵抗がある。最終節では、多様性を包含する拡張的な市民権概念と、これを巡る論争について論述したい。

(28) 457 U.S. 202 (1982).

5) 多様性尊重の市民権とその課題

市民権と人権

一国の憲法の下において、外国人の市民権を保障していく場合には、大きく分けて二つのルートが考えられる。

一つは、外国人に市民に準じるステータスを与え、それに付随する権利を保障していくこと。その具体例としては、定住した外国人に対し永住権や長期滞在資格を与え、社会サービスや出入国の場面で、一般の外国人に比べてより強い権利を保障することである。しかし、この方法の根底には一般に外国人の権利は弱いとの意識があり、永住権など外国人の権利を強める取り扱いが例外として捉えている。

これに対し、もう一つのルートは、そもそも市民と外国人との区別を認めない「普遍的な権利」という考え方とそれを履行するメカニズムを通じた種々の権利の保障である。この場合、外国人は市民になることを経ずして、人権という概念に基づいて、結果的に市民と同様の権利を保障されることになるのである⁽²⁹⁾。

このうち第一の方法は、アメリカでは浸透している。つまり、外国人の中でもより市民に近いステータスである永住権者（lawful permanent resident）は、原則として再入国を認められるし、退去強制処分に対する権利もより強い⁽³⁰⁾。これに対し、市民のステータスから遠いとされる一時滞

(29) この考え方の代表的な文献として、Yasemin Soysal, *Limits of Citizenship: Migrants and Postnational Membership in Europe* (1994). また、移民と人権、市民権の關係に焦点を当てた論文集として、Alison Brysk and Gershon Shafir, eds., *People Out of Place: Globalization, Human Rights, and the Citizenship Gap* (2004).

(30) かつて永住権を証明する書類が緑地だったことから「グリーンカード」保持者とも言われる。永住権とは、退去強制事由に該当しない限り滞在を続けていけるというもので、ひとたび移民法に抵触すれば一般の外国人同様、国外退去になる恐れがある。従って、永住といっても、市民のように何があっても住み続ける権利が保障されているわけではない。このことは、永住権者の心理、行

在者（旅行者やビジネスマン）は入国，再入国にその都度査証を必要とするし，退去強制処分に際して，司法審査を経ない簡略化された手続で済まされることがある。また，社会サービスに関しても，永住権者にはより強い保障をしていく慣行が根強い。この点について，移民排斥勢力は時に区別なく反移民運動を展開し，90年代に入って永住権者を含めた外国人の福祉受給権を否定する動きがいくつかあった。しかし，その後，永住権者についてはこうした不利益が緩和されている。

第二の方法については，論争が多い。市民権の枠組みにとらわれない「普遍的人権」に基づく権利保障の方法として，国際人権法の国内法における受容，国際機関を通じた人権保障の外的履行，それに国内法による人権の直接保障が考えられるが，アメリカの対応はそれぞれに異なる。

国際人権法の国内法における受容については，近年，連邦最高裁判所が同性愛者の権利を認めた判決の中で，国連人権高等弁務官が提出した陳述書に基づいて，ヨーロッパ人権裁判所や他の西欧諸国の判例に言及したことが顕著な事例である⁽³¹⁾。一方，国際機関を通じた国際人権法の履行については，アメリカは国家主権に反するとの立場で，消極的である⁽³²⁾。

国内法における人権の直接保障については，修正14条が思わぬ効果を発揮している。すなわち，修正14条の権利は「何人にも」保障されているとして，外国人の権利を認める事例がある。この点について，「何人にも」とした意図は白人と黒人の差別を許さないことにあり，起草者は外国人への適用を想定していなかったとの反発もある。しかし修正14条制定以来，「法の下での平等」の保障などの権利が外国人にも適用されることを前提に

動に様々な影響を与えている可能性がある。たとえば，冷戦期，移民法が共産主義の取り締まりに用いられていた中では，共産主義の思想に触れることを避ける影響を及ぼしたであろう。今日では，テロ取り締まりの文脈の中で必要以上にもイスラム系の団体との関わりを避ける影響があると予想される。

(31) *Lawrence v. Texas* (2003).

(32) たとえば，国際人権規約のうち，締約国の国民が直接人権侵害を申し出る制度（選択議定書）について，アメリカは自国への適用を認めていない。

多数の訴訟が提起され、複雑な判例体系ができあがっている⁽³³⁾。

国際的な自由移動の権利と人権

以上に共通して言えることは、仮に市民権を越える人権という考え方を認めるにしても、具体的にどのようなことが人権に数えられるべきかについてはなお議論があるということである。たとえば刑事手続について拷問にさらされない権利は、市民、外国人を問わず、人権として保障することに異論は少ない。しかし、国際的な自由移動の権利（入国，定住，出国・渡航，再入国）については、人権として認知されるには至っていない。EU諸国が域内での労働者の自由移動について、また国際社会が難民の移動や各国における取り扱いについて権利保障の強化を進めてはいる。しかし、外国人一般について自由移動の権利を人権として認める考えはまだ発展途上である。それは、境域のコントロールを核とした、これまでの国民国家と国家主権の体系を根本的に変更することになるからである。

個人の立場から見れば、国際的な自由移動の権利こそ、あらゆる権利の根底にあるものである。すなわち、国家がどれだけ他の権利を保障しようとも、いつでも国外退去となり住居、生活の糧を奪われる状況では、そうした他の権利は形だけのものになってしまう。何十年かけて生活を築こうとも、ひとたび国外退去となれば、それは無に帰する。

国際的な自由移動の権利化を巡る個人と国家の立場の対立は、近年激しさを増し、根本的な解決の必要を迫るものになりつつある。特にアメリカでは、千万人をも越えると言われる「不法外国人」が、家族とともにアメリカに生活を築き上げた果てに国外退去処分に直面し、生まれながらに合衆国市民である子どもと国外退去となる親が離れ離れになるのは非常に苦痛であること、数十年の滞在期間と事実上のアメリカ社会への同化を考慮しないのは理不尽であることなどを理由に、国外退去の取り消しを求める

(33) 前掲「社会学論集」第5号秋葉論文参照。

訴訟が後を立たない。

近年、資本の国際移動と、それに伴う労働機会の国際移動が盛んになっている中で、肝心の人間だけがたまたま生まれ落ちた場所での不利益な境遇に拘束され続け、機会のある場所に自由に移動できないことは、深刻な苦難を人々にもたらしている。その対策として、資本や労働機会の国内囲い込みという国家主義的経済に逆戻りするのか、国際経済の潮流に合わせて人の自由移動を権利化していくのか、国際社会は選択を迫られているように思われる。

トランスナショナリズム、ポストナショナリズムと市民権

市民権を越える人権という考え方以外にも、従来の市民権概念を越えようとする動きがある。その一つはトランスナショナリズム、いま一つはポストナショナリズムである。

アメリカにおいて、トランスナショナリズムは、主としてメキシコ系の移民がアメリカでの市民権ステータスに関わらず、メキシコとアメリカとの国境を合法的あるいは非合法的手段で頻繁に行き来し、双方の国家の市民生活に積極的に参入している実態を指す。たとえばメキシコのある地域では成人男性がアメリカに渡って一稼ぎしてくることが一般的な期待となり、そうした人々がアメリカに「不法入国」し、職を得て、資金を郷里に送金するルートが確立していると言われる。

こうした人々はアメリカに移住してしまうのではなく、メキシコとアメリカの間を何度も行き来しながら家族を養う場合も多い。また、両国とのつながりは経済生活に留まらず、こうした人々がアメリカにおいてはメキシコ系移民の待遇向上のため市民運動に参画し、メキシコにおいては選挙権者として投票をするなど、政治生活にも及んでいる。最近では、メキシコの大統領選挙の候補はカリフォルニア州に遊説に出かけるほどである。こうしたことから、従来のようにいずれか一つの国家に住むという考え方を脱して、複数の国家の市民生活に同時に参加するトランスナショナリズム

の潮流が指摘されるのである⁽³⁴⁾。

トランスナショナリズムはまた、国家の立法政策においても見られる。たとえば、重国籍を公認ないしは黙認する国家が増え、外国に移住した「国民」の選挙権や被選挙権を認める動きが強まっている。また、最近アメリカで議論となっているのが、メキシコ政府発行のID（領事身分証）をアメリカ国内での身分証として使えるように求める、メキシコ政府の要請である。もしこれが認められれば、アメリカでは身分証を得られない「不法移民」であっても、身分証を必要とする便宜供与（たとえば車のレンタルや電話回線の開設）を受けることができるようになる。ここでは、双方の国で生活する人の実態を認めようとするメキシコ政府と、それによる国境の事実上の溶解を警戒するアメリカ側の対立が見られるのである。

これに加え、国家という枠組み自体を意識しないポストナショナリズムの考え方もある⁽³⁵⁾。トランスナショナリズムがなお国家を意識し、究極的には国家を通じた社会権や参政権の保障を求めていく（違いは、それを一人の国民につき一つの国家とするか、複数の国家を認めるかである）のに対し、ポストナショナリズムは、もはや国家に期待しない。移民の権利保障の分野で近年活躍の度を増しているのは宗教団体である。日本でも、カトリック教会が移民の権利擁護のみならず、外国語でのミサの開催など「居場所」の提供に熱心に取り組んでいることは知られている。アメリカでも、政府による社会サービスが特に外国人に対して厳しく抑制される中で、草の根レベルでの生活権保障の主体が政府から市民社会（教会、学校、市民団体など）に移りつつある。

また、政府の社会サービス機能が弱まるほど、社会資源の分配を巡る政

(34) その実状を取り上げた研究として、David Fitzgerald, *Negotiating Extra-Territorial Citizenship: Mexican Migration and the Transnational Politics of Community* (2000) が挙げられる。

(35) 但し、この用語の使用法は一定せず、Soysal 前掲書は国家による外国人への人権保障を、権利保障が国民に限られないという意味で、ポストナショナルなものとして分析する。

治抗争（参政）の意義も変化し、政治参加が国家を主軸とせず、企業や地域社会を主軸とするようになる。たとえば、移民の生活実態を改善しようとすれば、従来であれば国家に社会権を要求し、あるいは社会権強化のために参政権を要求した。ところが、近年アメリカでメキシコ系移民の政治参加の形態として最も注目を集めているのは移民労働者の組合の組織化と、企業や地域社会に対してのデモンストレーションである。最近でも、カリフォルニア州全域で、メキシコ系の労働者が業態を越えて一日ストライクを決行したり、サンフランシスコ市ではメキシコ系移民が中心となって数ヶ月にも及ぶストライキを繰り広げて、移民の大規模雇用者である複数の国際的チェーンホテルに待遇改善を求めている⁽³⁶⁾。

このように、生活の焦点が特定の国家から、多国籍企業や地域社会に移る中で、生活権の保障主体や政治参加の手法も、多様化している。従来、市民権として、一国家とその市民の間で展開されてきた関係は、今日、様々なコミュニティとそのコミュニティに利害関係を持つ人々の間で展開されるようになっていく。これがポストナショナリズムの潮流である。

保守派と伝統的市民権概念の巻き返し

しかし、上記の潮流に対する伝統的市民権概念を擁護する勢力からの反発も力強い。保守派の論客はこうした新しい潮流を「市民権の価値の低下」と批判し、その価値を取り戻すべきことを説く。そこでは、1) 一つの政体と身も心も一体化し、その結果として市民権を得て、2) その市民権の結果として様々な権利を得るという、二つのステップからなる伝統的な考え方が美德とされる。そして、心身が政体と一体化しないまま得られる「準市民権」的ステータス（一つ目のステップに反する）や、そ

(36) このストライキにはサンフランシスコ市長も参加し、これらのホテルと市との契約を取りやめ、ホテルで開催されるイベントへの出席を拒否しているほか、ピケットラインに加わったりしている。市長も、ホテル側の方針がサンフランシスコ「市民」である移民労働者の生活に深刻な影響を与えることを認識しているようである。

うしたステータスに関わらず保障される普遍的人権という考え方（二つ目のステップに反する）が政体の性質を脅かすものとして捉えられる。

そのうえ、伝統的市民権概念の擁護者は、国家主義的である。すなわち、市民権の存在は長年の定住とコミュニティへの参加、暗黙の了解といった実態から導くこともできる、とする考え方に対して、保守派は、あくまでも国家の公認、すなわち合法的な入国と滞在を要求する。その考え方は徹底していて、修正14条の規定する生得市民権を否定する憲法の修正すら提起している。すなわち、生得市民権が、不法外国人の子どもにも合衆国市民権を与える結果となり、その子どもの市民権が親の不法入国、滞在をも促進しているとして、不法外国人の子どもには生得市民権を与えないよう、憲法を修正しようというのである⁽³⁷⁾。

保守派の巻き返しは、一定の功を奏している。1990年代には、連邦レベル、州レベルで、移民の帰化・同化促進をも名目として、社会サービスの受益権を市民に限定する立法が相次いで行われている。2001年の9・11テロ事件以降は、国家の安全という名目も手伝って、外国人への社会保障番号や運転免許証の発行が抑制され、メキシコ政府の求める領事身分証の認知が拒否され、拘束や国外退去に対する権利保障が弱められるなど、移民が市民と同様の生活をできるどころか、絶えず「外国人」であることを意識させられる場面が日常生活に頻発するようになっている。そして、実際に、こうした政策の結果、メキシコ系移民の帰化が増えているとする指摘もある。

結びに代えて

以上に論じてきたように、アメリカにおける市民権概念は、人種と市民権、連邦制における市民権、という二つのユニークな軸を中心に、複雑な

(37) Peter H. Schuck and Roger M. Smith, *Citizenship Without Consent : Illegal Aliens in the American Polity* (1985).

発展を遂げてきた。大局としては、まず人種と市民権を同一視する考え方（白人＝市民）が見直され、人種的には中立的な基準による市民権の付与が進められてきた。また、州の市民権という考え方への疑念が深まり、連邦市民権に基づく合衆国内で一律の市民権保障が進められてきた（修正14条及びその司法解釈）。そして、外国人の市民権は、こうした国内における市民権政策の中に取り込まれて考察されてきたのである。

その中にあって、今日の新しい流れは、合衆国市民権についての考え方をさらに柔軟なものとし、居住実態や本人のアイデンティティから市民権の存在を推定する議論（*Plyler v. Doe*）、日系移民の場合に見られたような合衆国に対する排他的な忠誠を強要せずに、他の国の市民権との並立を認める考え方の進展（トランスナショナリズム）、さらには、市民権保障のありかを国家以外にも求める考え方の登場（ポストナショナリズム）である。

アメリカ憲法学は、多様化する市民権概念をどのように憲法に反映するべきかについて、連邦、州、地域、それぞれの市民権政策の関係、また、市民権と国家機構（政治、司法、行政）及び市民社会の役割分担を焦点として、新しい時代を拓く議論を始めている。

（秋葉丈志）